

携帯電話使用と腫瘍に関するイタリア最高裁判所の労災認定の判決について

イタリア最高裁判所は 2012 年 10 月 12 日、携帯電話及びコードレス電話を長期間にわたって使用したことで腫瘍を発症したと主張する男性に対する労災補償の支払いを認めた控訴裁判所の判決を支持しました¹。この最高裁判決は、労災認定の手続きが正当であることを判断したものであり、携帯電話及びコードレス電話の使用と腫瘍との因果関係を認めたものではありません。

背景

イタリア北部のブレシアにある企業でマネージャを務めていたイノチェント・マルコリーニ氏は、2002 年、顔面の筋肉と感覚をつかさどる三叉神経に良性腫瘍があると診断されました。マルコリーニ氏は、約 12 年間にわたって携帯電話及びコードレス電話を業務で 1 日に平均 5～6 時間使用していたことで腫瘍になったと主張して、国家労働災害保険機関 (INAIL)²に労災補償を申請しました。しかし、INAIL が同氏の請求を拒否したため、同氏は 2008 年、ブレシアの地方裁判所に INAIL を提訴しました。同氏の主張は一審では棄却されましたが、ブレシアの控訴裁判所は 2009 年 12 月、一審の判決を覆し、同氏に以前の給与の 80% にあたる職業疾病保険金を支払うよう INAIL に申し渡しました。

控訴裁判所は判決に先立ち、原告側の証人から証言を聴取しました。その証言は主に、携帯電話使用と聴神経腫瘍のリスク上昇との関連性を見出したとされる、スウェーデンのオレプロ大学病院のレナート・ハーデル教授が率いるグループによる一連の研究³に基づいていました。控訴審の際に任命された法廷鑑定人は、この証言を評価した結果、マルコリーニ氏の業務上の電話の使用状況は非常に特殊であり、それが同氏の三叉神経腫瘍の原因となった可能性が高いと結論付けました。控訴裁はこの結論に基づき、同氏の主張を認める判決を下しました。

控訴裁の判決は、当時大いに批判されました。その批判⁴は、判事は重大な誤りのある証言に

¹ Corte di Cassazione, sez. Lavoro, sentenza 3 - 12 ottobre 2012, n. 17438:

<http://www.quotidianosanita.it/allegati/allegato1850707.pdf>

² 労働中の事故低減、危険な活動に携わる労働者の保険、事故に遭った被害者の社会復帰等を目的とした国の機関。法律で危険と定義された活動 (例: 機械・装置類を使用する業務) に労働者を雇う全ての雇用主に保険加入が義務付けられていて、関連する労働の結果生じるあらゆる損害から労働者を保護しています。

生物学的損害 (「法的・医学的検査を通じて査定される個人の精神的・身体的統合性への傷害」と定義) の際、以下の要件を満たす場合に給付金を請求できます。

- ・ 事故または疾病が業務に関連する活動によって生じた。
- ・ 精神的・身体的統合性への傷害の割合が 6% から 100% である。

http://www.inail.it/Portale/appmanager/portale/desktop?_nfpb=true&_pageLabel=PAGE_INAIL

³ 例: 「携帯電話及びコードレス電話と脳腫瘍リスクに関する研究」

Hardell L, Carlberg M. Mobile phones, cordless phones and the risk for brain tumours. *International Journal of Oncology* 2009;35:5-17. <http://www.ncbi.nlm.nih.gov/pubmed/19513546>

⁴ 「イタリアの一裁判所は携帯電話使用者の三叉神経腫瘍が職業由来であると認める: 科学と法律との複雑な関係のケーススタディ」

Lagorio S, Vecchia P. *La Medicina del Lavoro* 2011;102(2):144-162.

<http://www.ncbi.nlm.nih.gov/pubmed/21485052>

依拠しており、本件の原告側の証人は、このトピックならびに法医学の疫学全般に疎いことは明らかであり、携帯電話使用によるがんリスクに関する科学的証拠を恣意的に選択し⁵、関連する疫学研究の誤解を招く解釈が提示されていた、というものでした。

最高裁判所の判決

INAIL は 2009 年、控訴裁判所の判決を不服として最高裁判所に上告し、その判決が 2012 年 10 月に下されました。最高裁は、携帯電話使用と腫瘍との直接の関連が十分に確立されているということではなく、控訴裁判判決がイタリアの法律の下で要求される必要な手順に正確に従っていたと判断したため、上告を棄却しました。

INAIL は、控訴審での原告側の証言は、ハーデル教授のグループによる聴神経腫瘍に関する研究結果を、マルコリーニ氏の三叉神経腫瘍と同一視しており、誤りであると上告しました。これについて最高裁判所は、証言の誤りを上告理由とするには、その証言が医学上の概念から明確に逸脱しているか、非論理的主張、または、科学的に誤った主張であると証明することが要件であるが、INAIL の主張はこれを満たしていないとして、この上告理由を棄却しました。また INAIL は、控訴審の時点では進行中であった別のグループによる研究（インターフォン研究）の結論も評価すべきと主張しましたが、最高裁には認められていない下級審の争点の新たな評価を求めることにあたるとして、この上告理由も棄却されました。

以上

本件に関するお問合せ先：

一般社団法人 電波産業会 電磁環境委員会

TEL : 03-5510-8596

FAX : 03-3592-1103

E-mail : em-info@ml.arib.or.jp

⁵ 本訴訟で原告側証人は、ハーデル教授らによる研究を「独立した研究」とする一方、国際がん研究機関（IARC）がコーディネートした国際共同疫学研究「インターフォン研究」については、携帯電話メーカーから共同出資を受けたことを理由に「独立ではない」としています。

実際には、インターフォン研究に対しては、欧州連合（EU）及び各国公的機関、ならびに産業界（モバイル・マニュファクチュアラーズ・フォーラム（MMF）及び GSM アソシエーション）が半分ずつ拠出しましたが、産業界からの資金は国際対がん連合（UICC）を介しており、UICC が同研究の独立性を担保しています。

http://interphone.iarc.fr/interphone_funding.php